第1章 実施計画の目的

1 実施計画策定の経緯

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、ごみ処理を取り巻く環境は大きく変化を続けている。とりわけ、平成 12 年 6 月の循環型社会形成推進基本法の制定は、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、資源の消費を抑制して環境への負荷を低減する「循環型社会」への転換を目指す重要な転機となるものであり、このことを踏まえ、①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(マテリアルリサイクル)、④熱回収(サーマルリサイクル)、⑤適正処分という優先順位を規定することにより、廃棄物・リサイクル対策を総合的に推進するための基盤が整えられた。

また、国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定するとともに、同年5月に、このガイドラインに基づき、各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知も行った。

この通知では、新たに建設されるごみ焼却施設は、原則として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続式ごみ焼却施設(全連続炉)とされ、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うため、焼却能力が最低でも100 t/日以上、余熱利用の推進等から将来的には300 t/日以上の規模の焼却施設を確保できるよう、県が広域化計画を策定し、市町村の指導を行うこととされた。

愛知県においては、この通知を受け、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減対策を最優先で行う必要があるとの認識のもとに、ごみ焼却施設の広域的整備を先行することにより、ごみの広域処理を推進することとし、広域行政圏の中心となる市町村や学識者等による「ごみ焼却処理広域化計画策定検討会」を設置し、市町村の意向を踏まえながら、平成10年10月に平成10年度から平成19年度の10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」(以下「広域化計画」という。)が策定された。

この広域化計画では、焼却能力 100t/日以上を基準として、県内を 24 ブロックに、また焼却能力 300 t/日以上を基準として、県内を 13 ブロックに区割りを行い、市町村は、ブロック毎に広域化ブロック会議を設置し、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画を策定し、300 t/日以上の全連続炉への集約化を目指すこととされた。この中で、大山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の 4 市 2 町は、尾張北

部地域と位置づけられ、将来的にごみ焼却処理施設を集約する案が示されていた。

これを受けて、4市2町において新施設の候補地の選定を進めたが、最終的に候補地を確保することができなかった。そこで、当面県の広域化ブロックの枠組みを維持しながら、第1小ブロック(犬山市・江南市・大口町・扶桑町の2市2町)と第2小ブロック(小牧市・岩倉市の2市)の枠組みで、それぞれ新ごみ処理施設の建設を行うものとした。なお、このことは、平成21年3月に見直しが行われた第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画において位置づけられている。

このような経緯で発足した尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議は、平成21年6月に、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)の制定、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年環境省告示第34号)の制定(平成17年環境省告示第43号で改正)などを受け、社会情勢の変化を加味しながら「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画(以下「実施計画」という。)の策定を行った。

2 実施計画改訂の背景及び目的

平成21年6月に実施計画を策定して以降、すでに7年が経過している。

この間、一般廃棄物処理を取り巻く環境や、住民の認識とニーズが大きく変化しつつある。また、平成 26 年度において、2市2町及び江南丹羽環境管理組合の「ごみ処理基本計画」が改訂されたことにより、実施計画が掲げる「ごみ処理の現状と課題」や「新ごみ処理施設整備計画」等の内容との整合性を図る必要がある。更に、平成 23 年 3 月の東日本大震災をはじめとする近年わが国を襲った災害を契機に、大規模災害時の廃棄物処理体制を確立し、迅速かつ円滑に災害廃棄物を処理し、復旧・復興に資することが廃棄物処理行政の重要な役割となってきている。

これらの近年の事情や情勢の変化により、実施計画を改訂するものとする。

3 実施計画の計画期間

愛知県の第2次ごみ焼却処理広域化計画は、平成20年度から平成29年度の10年間を計画期間としている。そのため、実施計画においても上位計画である広域化計画を参考に、計画期間を概ね10年間とすることが望ましいと考える。

本実施計画(改訂版)もそれに準じて、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間として設定し、平成37年度の新ごみ処理施設稼働を目標とする。